

議案第3号 令和8年度 大津市一般会計予算のうち、  
建設部の所管する部分について

それでは、議案第3号 令和8年度・大津市一般会計予算のうち、建設部の所管に属する部分につきまして、予算説明書の事項別明細書「説明欄」の記載に基づき、歳入歳出予算の主な事業について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

予算説明書の52ページ及び53ページをお願いいたします。

最下段款 13 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、目 1 交通安全対策特別交付金、節 1 交通安全対策特別交付金は、昭和 43 年の道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、交通事故発生件数や改良済道路延長などをもとに配分され、本市が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるものです。

次に、58 ページ及び 59 ページをお願いいたします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 6 土木使用料、節 1 土木管理使用料として、説明欄記載の土地使用料は、バス回転場用地等における関電柱やN T T柱及びガス施設など、行政財産の占用に伴う使用料です。

節 2 道路河川使用料として、説明欄記載の道路占用使用料、法定外道路等占用使用料及び準用河川占用使用料は、市道や法定外道路等における関電柱やN T T柱及びガス管などの占用に伴う使用料です。

節3 港湾使用料は、本市が管理する港湾の使用料です。

節4 都市計画使用料のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の3つ目及び4つ目です。

3つ目の自転車駐車場使用料は、JR小野駅前をはじめ17箇所の有料自転車駐車場に係る利用料金収入であり、4つ目の駐車場使用料は、明日都浜大津をはじめ5箇所の公共駐車場及び7箇所の月極駐車場に係る利用料金収入です。

次に、64ページ及び65ページをお願いいたします。

項2手数料、目6土木手数料のうち、建設部の所管に属するものは、節2道路河川手数料であり、説明欄の土木証明等手数料は、市道や法定外道路等に係る官民境界確定協議の図面や原本証明等及び道路台帳図や道路幅員証明の交付に伴う手数料です。

次に、66ページ及び67ページをお願いいたします。

最下段の款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、節1災害復旧費国庫負担金、説明欄の公共土木施設災害復旧費負担金は、道路や河川の災害復旧に伴う国庫負担金です。

次に、68ページ及び69ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄4つ目の地域未来交付金（地域未来推進型）であり、湖西線利便性向上プロジェクト

ト推進協議会の負担金に充当するものです。

次に、72 ページ及び73 ページをお願いいたします。

目5 土木費国庫補助金、節2 道路河川費国庫補助金は、全て建設部の所管に属するものであり、説明欄1つ目の防災・安全交付金は、通学路における安全施設整備費、重点整備地区内における道路のバリアフリー化に伴う整備費、市道の長寿命化を見据えた計画的な舗装補修費のほか、新名神高速道路整備と連携して整備を進めている市道幹2028号線の道路改良事業費等に充当するものです。

2つ目の交通安全施設整備費補助金は、琵琶湖大橋西詰交差点の交通渋滞緩和や北部地域の連絡強化を図るべく推進しております市道幹1009号線の道路改良事業費に充当するものです。

3つ目の道路更新防災等対策事業費補助金は、市道橋の点検及び補修設計費並びに国分橋をはじめとする市道橋の補修費などを中心に、橋梁の計画的な安全対策の推進に充当するものです。

次に、節3 都市計画費国庫補助金のうち、建設部の所管に属するものは説明欄の3つ目の都市計画事業費補助金であり、都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線（北国町工区）、都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線及び都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線整備事業に、それぞれ歳出に見合った補助金を計上するものです。

次に、ページが少し飛びますが、82 ページ及び83 ページをお願いいたします。

ページ下部にございます、款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 6 土木費 県補助金のうち、建設部の所管に属するものは、節 2 道路河川費県補助金 であり、説明欄の 1 つ目、地籍調査事業費補助金は、瀬田地区及び田上地 区における地籍調査事業の推進経費に充当するものです。

2 つ目の、急傾斜地崩壊対策費補助金は、大石小田原一丁目の急傾斜地 崩壊対策工事に対する県からの補助金を計上するものです。

3 つ目の、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金は、デマンド型乗 合タクシーの運行に要する経費に充当するものです。

次に、88 ページ及び 89 ページをお願いいたします。

ページ上段、款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、 節 1 土地貸付収入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄 7 つ目の 建設部土地貸付収入であり、所管する土地の貸付に伴う賃料収入を措置 するものです。

次に、90 ページ及び 91 ページをお願いいたします。

ページ上段、款 18 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、 節 1 不動産売払収入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄 2 つ目 の建設部不動産売払収入であり、法定外道路等の譲渡に伴う収入として 予算計上するものです。

同ページ下段、款 19 寄附金、項 1 寄附金、目 5 土木費寄附金、節 1 公 共交通活性化寄附金は、バス停にベンチを設置するための寄附金を予算 計上するものです。

次に、102 ページ及び 103 ページをお願いいたします。

款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 6 土木費雑入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の 2 つ目から 4 つ目、7 つ目及び 8 つ目です。

2 つ目の積算システム共用負担金は、公共工事設計積算システムの運用に伴う公営企業管理者からの負担金です。

3 つ目の自転車等移動保管料は、保管所に移送保管している放置自転車等の返還に伴う移動保管料です。

4 つ目の公共交通維持費負担金は、藤尾地域の路線バス回転場用地の借上料に対する京都市からの一部負担金です。

7 つ目の浜大津ターミナル管理負担金及び 8 つ目の石山駅バスターミナル管理負担金は、いずれも施設の清掃費等に対する滋賀県バス協会及びタクシー協会からの負担金です。

次に、104 ページ及び 105 ページをお願いいたします。

節 9 その他雑入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の下から 3 つ目の建設部その他雑入であり、公共駐車場の指定管理者の自主事業に伴う収入の一部と、朝日が丘一丁目他において計画する常世川流入河川の改修費に対する NEXCO 西日本からの負担金を計上するものです。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出について説明いたします。

なお、人件費につきましては、令和 7 年の人事院勧告等を踏まえ、令和

8年度からの適用となる給料表や、地域手当の支給割合の変更等の諸手当の改正が含まれておりますが、事業関連等を中心に説明いたします。

112 ページ及び 113 ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄4つ目の7 公共施設マネジメント推進費であり、施設の定期点検業務等に従事する会計年度任用職員の雇用経費を始め、市民センター、幼稚園、保育所、小中学校の計134 施設における公共施設包括管理業務委託等に要する経費です。

次に、ページが大きく飛びまして、180 ページ及び 181 ページをお願いいたします。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、説明欄1 の土木管理経費は、公共工事設計積算システムや電子成果品の保管管理システムの運用など、建設監理に要する経費です。

次に、目2 建築管理費のうち、説明欄2 の建築管理費は、建築営繕業務に係る経費です。

次に、182 ページ及び 183 ページをお願いいたします。

ページ下段、目4 広域事業調整費のうち、説明欄2 の整備促進要望活動費は、新名神高速道路建設事業、大津放水路建設事業及び大戸川ダム建設事業に係る要望活動等に要する経費です。

また、3 大戸川ダム整備推進費は、大鳥居歴史民族資料館の管理経費や

水源地域整備計画事業の推進等に要する経費です。

次に、184 ページ及び 185 ページをお願いいたします。

上段の項 2 道路河川費、目 1 道路河川総務費のうち、説明欄 2 の道路河川関係事務費は、道路の改良整備や河川整備の推進に伴う事務経費です。

次の 3 土地地籍調査費は、瀬田地区及び田上地区における地籍調査事業の推進に要する経費です。

目 2 道路橋りょう管理費、説明欄の 1 私道（わたくしみち）整備助成金は、私道（わたくしみち）の舗装や側溝整備に対する補助金です。

次に、2 道路橋りょう等管理費は、市道の用地管理に伴う経費、道路台帳・境界情報システムの運用経費のほか、道路パトロールや雪寒対策を始めとする日常的な道路の保全管理に要する経費、鉄道駅周辺に設けている昇降機等の運転管理経費、市街灯の新設及び保全管理や水銀灯の計画的な LED 化の推進等に要する経費です。

次に、目 3 交通安全対策費、説明欄の 1 交通安全対策推進費はデマンド型乗合タクシー運行経費、補助制度としては、路線バスの運行補助やノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入促進補助、地域住民の移動手段の確保に係る無償運送事業補助に取り組むとともに、路線バス利用喚起事業を実施するなど、地域団体や交通事業者等と連携し、地域住民等の移動手段の確保に取り組む事業費です。

また、交通安全対策特別交付金を活用した歩道の整備や、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備を推進する経費、バリアフリー基本

構想に基づく重点整備地区内の道路における視覚障害者誘導用ブロック等のバリアフリー整備を推進する経費、地域の生活道路や通学路の安全性向上に要する経費など、道路の安全対策に必要な事業費です。

次に、186 ページ及び 187 ページをお願いいたします。

目 4 道路維持費のうち、説明欄の 1 道路維持修繕費は、市道橋の点検及び補修設計費並びに市道橋の計画的な補修費に加え、市道の維持補修及び街路樹の適切な管理等に要する経費です。

また、積極的な国庫財源の確保に努めつつ、道路舗装等の長寿命化修繕計画に基づく補修経費を計上し、予防保全的な維持管理を行うことにより、道路を効率的かつ効果的に保全するとともに、快適で円滑な交通を確保することとしています。

次に、目 5 道路新設改良費のうち、説明欄の 1 (補助) 道路新設改良費は、新名神高速道路整備と連携して整備を進めている市道幹 2028 号線について、NEXCO 西日本との工事委託契約に基づく事業推進経費等のほか、市道幹 1009 号線について、令和 8 年度の供用開始に向けた舗装工や安全施設設置工等に要する経費、また市道中 1608 号線及び中 1322 号線について、志賀小学校体育館の建替えに伴う道路改良に要する用地関連経費です。

2 (単独) 道路新設改良費は、JR 石山駅前北口広場整備を始め、地域からの要望による市道路線の改良整備の推進に要する測量設計及び工事等に必要経費です。

3 県営工事負担金は、滋賀県において施行する道路改良整備に伴う本市の負担金です。

目6用悪水路費、説明欄1用悪水路改良費は、水路の維持補修等に係る経費です。

次に、188ページ及び189ページをお願いいたします。

最上段の目7河川費、説明欄の1(単独)河川改良整備費は、朝日が丘一丁目他の常世川流入河川の改修費を始めとして、地域からの要望による準用河川や普通河川の改修等に必要な経費です。

目8急傾斜地崩壊対策費のうち、説明欄1の急傾斜地崩壊対策費は、本市が施行する伊香立上龍華町地区及び大石小田原一丁目地区等における急傾斜地崩壊対策の推進に要する経費です。

2 県営工事負担金は、朝日が丘地区や比叡平地区などにおいて、滋賀県が施行する急傾斜地崩壊対策事業等に伴う本市の負担金です。

次に、項3港湾費、目1港湾管理費、説明欄の1港湾管理費は、市内の4港湾の維持管理費であり、施設の修繕費、雄琴港及び南小松港の清掃に要する委託料等です。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費、説明欄2の都市計画企画調整費のうち、建設部の所管に属するものは、191ページの説明欄の2つ目であり、国道等の整備促進協議会及び期成同盟会等の活動に必要な経費です。

目2街路費のうち、説明欄1の街路整備推進費は、街路事業の推進に伴

う事務経費です。

説明欄2の(補助)都市計画道路整備推進費のうち、建設部の所管に属するものは、都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線(北国町工区)における令和8年度の供用開始に向けた道路舗装等の工事費、今後事業化を予定している同線の皇子が丘先線工区(松山町、桜野町二丁目地先)における事業認可に向けた資料作成等に要する経費、都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線における道路改良工事等に要する経費、都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線における補償調査、用地取得や移転補償等に要する経費を中心とした街路事業の推進に必要な経費です。

説明欄3(単独)都市計画道路整備推進費は、建設部において所管する街路事業用地を適切に管理するための除草等に要する経費です。

次に、192ページ及び193ページをお願いいたします。

目4自転車駐車場管理運営費のうち、説明欄1の交通安全対策推進費は、自転車等の放置を禁止する区域として指定する11箇所における放置自転車に対する啓発及び撤去並びに保管所における返還事務等に要する経費です。

説明欄2の自転車駐車場管理運営費は、有料17箇所及び無料12箇所の計29箇所設置している自転車駐車場の管理運営及び借地料等に要する経費のほか、施設老朽化対策工事に要する経費です。

目5自動車駐車場管理運営費、説明欄の1駐車場事業費は、公共駐車場5箇所、月極駐車場7箇所の管理運営経費です。

ページが飛びまして、222 ページ及び 223 ページをお願いいたします。

款 11 災害復旧費、項 1 災害復旧費、目 4 公共土木施設災害復旧費、説明欄 1 の道路河川災害復旧費は、道路や河川の災害時における復旧費です。

次に、恐れ入りますが、6 ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為のうち、建設部が所管する項目について、ご説明いたします。

下から2つ目、市道幹 2028 号線道路改良事業費は、同路線の大規模盛土によって分断される里道機能の付替えとして市道南 4406 号線の整備を行う事業です。本件は、事業規模を鑑み工程が3か年にわたることから、令和 10 年度にかけて限度額 300,000 千円の債務負担行為を設定するものです。

以上をもちまして、令和8度大津市一般会計予算のうち、建設部の所管に属する部分についての説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますよう、お願いいたします。